

自己資本の充実 の状況編



金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。よって合計額が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

優先出資なし
(単位：千円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,861,018	4,031,170
うち、出資金及び資本準備金の額	1,214,709	1,232,691
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	2,729,429	2,882,985
うち、外部流出予定額 (▲)	75,884	76,079
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 7,236	▲ 8,427
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,257	1,749
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,257	1,749
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	3,862,276	4,032,919
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,965	6,868
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,965	6,868
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7,965	6,868
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,854,310	4,026,050
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	13,664,307	13,340,919
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,304,478	242,127
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	15,968,786	13,583,047
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	24.13%	29.64%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当「A」は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当「A」が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポートジャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	289,083	-	-
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	2,185,616	-	-
	外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	2,203,324	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部 門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	34,205,596	6,841,119	273,644
	法人等向け	-	-	-
	中小企業等向け及び 個人向け	173,780	34,892	1,395
	抵当権付住宅ローン	-	-	-
	不動産取得等事業向け	-	-	-
	三月以上延滞等	22,556	23,900	956
	取立未済手形	13,856	2,771	110
	信用保証協会等保証付	3,483,286	339,689	13,587
	株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	出資等	244,688	244,688	9,787
	（うち出資等のエクスポート ジャー）	244,688	244,688	9,787
	（うち重要な出資のエクス ポートジャー）	-	-	-
	上記以外	4,516,249	6,177,244	247,089
	（うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポート ジャー）	-	-	-
	（うち農林中央金庫または農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポートジャー）	1,382,900	3,457,250	138,290
	（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポート ジャー）	58,665	146,663	5,866
	（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポートジャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段のうち、その他外部TLAC関 連調達手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポートジャー）	-	-	-
	（うち上記以外のエクスポートジャー）	3,074,684	2,573,331	102,933

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	証券化	-	-	-
	（うちSTC要件適用分）	-	-	-
	（うち非STC適用分）	-	-	-
	再証券化	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	-	-	-
	（うちルックスルー方式）	-	-	-
	（うちマンドート方式）	-	-	-
	（うち蓋然性方式250%）	-	-	-
	（うち蓋然性方式400%）	-	-	-
	（うちフォールバック方式）	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されなかった ものの額（△）	-	-	-
	標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	47,338,038	13,664,307	546,572
	CVAリスク相当額 ÷ 8 %	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		47,338,038	13,664,307	546,572
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		2,304,478		92,179
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		15,968,786		638,751

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>
- (粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8 %

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	218,152	-	-
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	2,397,348	-	-
	外国の中央政府及び 中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	2,460,192	-	-
	外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-
	金融機関、第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	32,999,983	6,599,996	263,999
	(うち第一種金融商品取引業者および 保険会社向け)	-	-	-
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	-	-	-
	(うち特定貸付債権向け)	-	-	-
	中堅中小企業等向けおよび 個人向け	321,056	60,632	2,425
	(うちトラザクター向け)	650	292	11
	不動産関連向け	534,617	114,512	4,580
	(うち自己居住用不動産等向け)	534,617	114,512	4,580
	(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-
	(うち事業用不動産関連向け)	-	-	-
	(うちその他不動産関連向け)	-	-	-
	(うちADC向け)	-	-	-
	劣後債権及びその他 資本性証券等	-	-	-
	延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	9,980	7,809	312
	自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	-	-	-
	取立未済手形	19,907	3,981	159
	信用保証協会等 による保証付	3,472,547	337,322	13,492
	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-
	株式等	244,688	244,688	9,787
	上記以外	3,806,433	5,971,976	238,879
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-
	(うち他の金融機関等の対象資本等調 達手段のうち対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手段に該当す るもの以外のものに係るエクスポ ージャー)	-	-	-
	(うち農林中央金庫または農業協同組 合連合会の対象資本調達手段に係るエ クスポージャー)	1,382,900	3,457,250	138,290
	(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポ ージャー)	60,795	151,988	6,079
	(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調 達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-

(単位：千円)

令和7年度				
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-
		(うち上記以外のエクスポージャー)	2,362,737	94,509
	証券化		-	-
		(うちSTC要件適用分)	-	-
		(うち短期STC要件適用分)	-	-
		(うち不良債権証券化適用分)	-	-
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-
	再証券化		-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-	-
		(うちルックスルー方式)	-	-
		(うちマンドート方式)	-	-
		(うち蓋然性方式250%)	-	-
		(うち蓋然性方式400%)	-	-
		(うちフォールバック方式)	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		-	-
	標準的手法を適用するエクスポージャー計		46,484,909	13,340,919
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)		-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー		-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)		46,484,909	13,340,919	533,636
マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式・標準的方式>		マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
				-
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>		オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		242,127		9,685
所要自己資本額		リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
		13,583,047		543,321

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

令和7年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	242,127
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	9,685
BI	161,418
BIC	19,370

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中 央 政 府 お よ び 中 央 銀 行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金 融 機 関 向 け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法 人 等 向 け エ ク ス ポ ー ジ ャ ー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国 内	国 内	47,338,038	6,540,143	2,185,616	-	22,556	46,484,909	6,689,112	2,498,181	-	9,980
	国 外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域別残高計	47,338,038	6,540,143	2,185,616	-	22,556	46,484,909	6,689,112	2,498,181	-	9,980
法人	農業	33,461	33,461	-	-	1,540	23,262	23,262	-	-	143
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	35,620,788	-	-	-	-	33,019,891	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	198,968	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	4,388,940	2,203,324	2,185,616	-	-	4,857,540	2,359,359	2,498,181	-	-
	上記以外	2,912	2,912	-	-	-	2,152,015	1,456	-	-	-
	個 人	4,319,329	4,300,446	-	-	21,015	4,313,125	4,305,034	-	-	9,837
	その他	2,773,638	-	-	-	-	2,119,073	-	-	-	-
業種別残高計		47,338,038	6,540,143	2,185,616	-	22,556	46,484,909	6,689,112	2,498,181	-	9,980
	1年以下	33,426,501	92,090	-	-		31,931,098	85,176	-	-	
	1年超3年以下	346,539	346,539	-	-		474,539	334,214	140,325	-	
	3年超5年以下	1,215,217	523,424	-	-		1,562,755	487,354	70,216	-	
	5年超7年以下	325,097	325,097	-	-		415,131	415,131	-	-	
	7年超10年以下	892,606	595,262	297,344	-		888,061	489,504	398,557	-	
	10年超	6,488,966	4,600,695	1,888,271	-		6,636,161	4,747,079	1,889,081	-	
	期限の定めのないもの	4,643,108	57,034	-	-		4,577,161	130,651	-	-	
残存期間別残高計		47,338,038	6,540,143	2,185,616	-		46,484,909	6,689,112	2,498,181	-	
平均残高計		47,217,562	6,496,649	2,157,644	-		46,639,513	6,726,396	2,297,202	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,215	1,257	-	2,215	1,257	1,257	1,749	-	1,257	1,749
個別貸倒引当金	3,839	5,165	-	3,839	5,165	5,165	4,340	-	5,165	4,340

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		3,839	5,165	-	3,839	5,165		5,165	4,340	-	5,165	4,340	
国 外		-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計		3,839	5,165	-	3,839	5,165		5,165	4,340	-	5,165	4,340	
法人	農業	1,654	1,540	-	1,654	1,540	-	1,540	143	-	1,540	143	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上記以外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人		2,185	3,624	-	2,185	3,624	-	3,624	4,197	-	3,624	4,197	-
業種別計		3,839	5,165	-	3,839	5,165	-	5,165	4,340	-	5,165	4,340	-

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク		CCF・信用リスク			リスク・ウェイトの加重平均値 F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目 A	オフ・バランス資産項目 B	オン・バランス資産項目 C	オフ・バランス資産項目 D	信用リスク・アセットの額 E	
現金	0	218,152	-	218,152	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	2,397,348	-	2,397,348	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	2,460,192	-	2,460,192	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	32,999,983	-	32,999,983	-	6,599,996	0
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	-	-	-	-	-	-
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	320,027	10,295	285,880	1,029	60,632	0
（うちトランザクター向け）	45	-	6,500	-	650	292	0
不動産関連向け	20～150	534,617	-	534,591	-	114,512	0
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	534,617	-	534,591	-	114,512	0
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	5,640	-	5,640	-	7,809	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	19,907	-	19,907	-	3,981	0
信用保証協会等による保証付	0～10	3,472,547	-	3,373,221	-	337,322	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	244,688	-	244,688	-	244,688	0
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100～1250	3,806,433	-	3,806,433	-	5,971,976	0
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,382,900	-	1,382,900	-	3,457,250	0
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	60,795	-	60,795	-	151,988	0
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	2,362,737	-	2,362,737	-	2,362,737	0
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計 （信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	13,340,919	-

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																									
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計													
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,397,348		-		-		-		-		-		2,397,348													
外国の中央政府及び中央銀行向け	-		-		-		-		-		-		-													
国際決済銀行等向け	-		-		-		-		-		-		-													
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
我が国の地方公共団体向け	2,460,192		-		-		-		-		-		-		2,460,192											
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
地方公共団体金融機構向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
我が国の政府関係機関向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
地方三公社向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
	0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計											
国際開発銀行向け	-		-		-		-		-		-		-		-											
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他		合計									
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	32,999,983		-		-		-		-		-		-		-		32,999,983									
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-		-		-		-		-		-		-		-		-									
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他		合計									
カバード・ボンド向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-									
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他		合計							
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-							
（うち特定貸付債権向け）	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-							
	100%			150%			250%			400%			その他			合計										
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-			-										
株式等	-			-			244,688			-			-			244,688										
	45%			75%			100%			その他			合計													
中堅中小企業等向け及び個人向け	650			8,678			-			277,581			286,910													
（うちトランザクター向け）	650			-			-			-			650													
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他		合計	
不動産関連向け	114,582		-		-		-		50,493		-		-		-		-		-		-		369,515		534,591	
うち自己居住用不動産等向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他		合計			
不動産関連向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
うち賃貸用不動産向け	-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計							
不動産関連向け	-			-			-			-			-			-			-			-				
うち事業用不動産関連向け	-			-			-			-			-			-			-			-				
	60%					その他					合計															
不動産関連向け	-					-					-															
うちその他不動産関連向け	-					-					-															
	100%				150%				その他				合計													
不動産関連向け	-				-				-				-													
うちADC向け	-				-				-				-													
	50%			100%			150%			その他			合計													
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	650			-			4,989			-			5,640													
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			-			-			-			-													
	0%			10%			20%			100%			その他			合計										
現金	218,152			-			-			-			-			218,152										
取立未済手形	-			-			19,907			-			-			19,907										
信用保証協会等による保証付	-			3,372,752			0			-			468			3,373,221										
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-			-			-			-			-			-										
共済約款貸付	-			-			-			-			-			-										

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスクウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス 案 ク 後 削 残 減 高 効 果	リスク・ウェイト0%	-	4,815,930	4,815,930
	リスク・ウェイト2%	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	3,396,895	3,396,895
	リスク・ウェイト20%	-	34,951,578	34,951,578
	リスク・ウェイト35%	-	-	-
	リスク・ウェイト50%	-	7,378	7,378
	リスク・ウェイト75%	-	13,502	13,502
	リスク・ウェイト100%	-	2,695,254	2,695,254
	リスク・ウェイト150%	-	15,933	15,933
	リスク・ウェイト250%	-	1,441,565	1,441,565
	その他	-	-	-
	リスク・ウェイト1250%	-	-	-
計		-	47,338,038	47,338,038

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与信相当 額の合計額 （CCF・信用リスク削減 効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	42,412,541	-	-	42,279,120
40%～70%	2,306	6,500	10%	2,956
75%	8,479	2,760	10%	8,678
80%	-	-	-	-
85%	-	-	-	-
90%～100%	-	-	-	-
105%～130%	-	-	-	-
150%	4,989	-	-	4,989
250%	244,688	-	-	244,688
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	100	1,035	10%	204
合計	42,673,106	10,295	10%	42,540,637

（注）最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ-またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ-またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-
法人等向け	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	5,177	120,510	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	9,600	613,828	-
合計	14,778	734,338	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：千円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,076	265,110	-
自己居住用不動産等向け	-	483,966	-
賃貸用不動産向け	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向 けを除く。）	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	-	-	-
証券化	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-
上記以外	-	-	-
合計	12,076	749,076	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」（p. 12）をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	1,627,588	1,627,588	1,627,588	1,627,588
合計	1,627,588	1,627,588	1,627,588	1,627,588

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される
エクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：千円)

IRRBB：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	214,095	260,915	14,767	22,806
2	下方パラレルシフト	-	-	19,942	12,164
3	スティープ化	219,649	262,404		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	39,511	56,726		
7	最大値	219,649	262,404	19,942	22,806
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	4,026,050		3,854,310	